

中央環境審議会「揮発性有機化合物（VOC）の排出抑制のあり方について」（意見具申）の骨子

（平成16年2月3日に中央環境審議会大気環境部会（池上詢部会長）において取りまとめ）

1. VOCの排出抑制の必要性

浮遊粒子状物質及び光化学オキシダントに係る大気汚染の状況は依然として深刻。

自動車NOx・PM法の基本方針では、「平成22年度までに3大都市圏において浮遊粒子状物質に係る環境基準をおおむね達成する」という目標を設定。

オキシダントについては、注意報等がしばしば発令。これを一定程度改善することが当面の課題。

自動車排出ガスについては、昭和49年以来、炭化水素（主要なVOC）の排出規制を数次にわたって強化。

欧米各国でも、90年代半ばまでには、VOCを法で規制。

2. VOCの排出抑制の目標と時期

VOC排出総量を3割程度削減するのが一つの目標。

目標の達成期限は、自動車NOx・PM法基本方針の目標を勘案して、平成22年度を目途とする。

3. VOCの排出抑制制度

法による規制と事業者の自主的取組とを適切に組み合わせた手法により、効率的にVOCの排出抑制を実施する。

法規制は基本的シビルミニマムなものとする。すなわち、一施設当たりのVOCの排出量が多く、地域環境への影響も大きい施設に、法規制を適用。具体的には、以下の6種類の施設類型を念頭に置いている。

塗装施設及び塗装後の乾燥・焼付施設、化学製品製造における乾燥施設、工業用洗浄施設及び洗浄後の乾燥施設、印刷施設及び印刷後の乾燥・焼付施設、VOCの貯蔵施設、接着剤使用施設及び使用後の乾燥・焼付施設

規制方法については、排出口における排出濃度規制を適用するとともに、施設の設置を自治体に届け出る制度を設けるため、所要の法整備を図る。

規制対象以外からのVOCの排出については、事業者の自主的取組による創意工夫を尊重して、費用対効果が高く、柔軟な方法で排出削減を行う。

